2026 年 11 月５日

各　位

会社名　　荒川化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　　高木　信之
（コード番号　4968　東証プライム市場）
問合せ先　取締役執行役員　経営企画本部長　冨宅　伸幸
ＴＥＬ　　06-6209-8500（代表）

従業員向け株式交付制度導入に関するお知らせ

当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、当社および国内子会社の従業員（以下、「対象従業員」という。）を対象とした業績連動型の株式交付制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の導入目的等

(1) 導入の目的および背景

当社は、2026 年度を初年度とする「第６次中期５ヵ年経営実行計画（以下、「本中計」という。）」を推進しております。本中計目標の達成に向け、対象従業員に当社株式を交付する本制度を導入することといたしました。

本制度の導入により、全社員の本中計目標達成に対する意識をより一層高め、グループ全社一丸となった中長期的な企業価値向上と、さらなる成長・挑戦に向けた組織風土の醸成を推進してまいります。

(2) 本制度の主な特長

本制度は、以下の特長を備えております。

① 国内グループ全正社員を網羅する制度設計

当社のみならず、当社国内子会社に在籍する正社員全員を対象としております。グループ全社一丸となって中計目標の達成および企業価値向上に取り組む体制を構築します。

② 本中計の目標と連動した「業績連動型」ポイント付与

本制度は、単年度および本中計の経営目標達成度に応じた業績連動型のインセンティブ・プランです。対象従業員には各年度、役割・責任に応じた基準ポイントに、以下の重要経営指標（ＫＰＩ）の達成度合いに応じた係数を乗じてポイントを付与します。

- ＫＰＩ①：連結営業利益の目標達成度
- ＫＰＩ②：重大事故・重大インシデント件数ゼロの達成度
- ＫＰＩ③：資本効率（ＲＯＩＣ：投下資本利益率）の目標達成度

③ 中長期的なインセンティブと株主視点の共有

対象期間中（2026 年度～2028 年度の３年間）に付与されたポイントを累積し、３年目の業績確定後に一括して、在籍条件など一定の要件に従い、当社株式の交付をおこないます。これにより、単年度の業績追求にとどまらず、３年間にわたる中長期的な企業価値向上および株価上昇への意識を強く促します。

(3)採用する仕組み

本制度では、株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ＥＳＯＰ信託」）と称される仕組みを採用します。

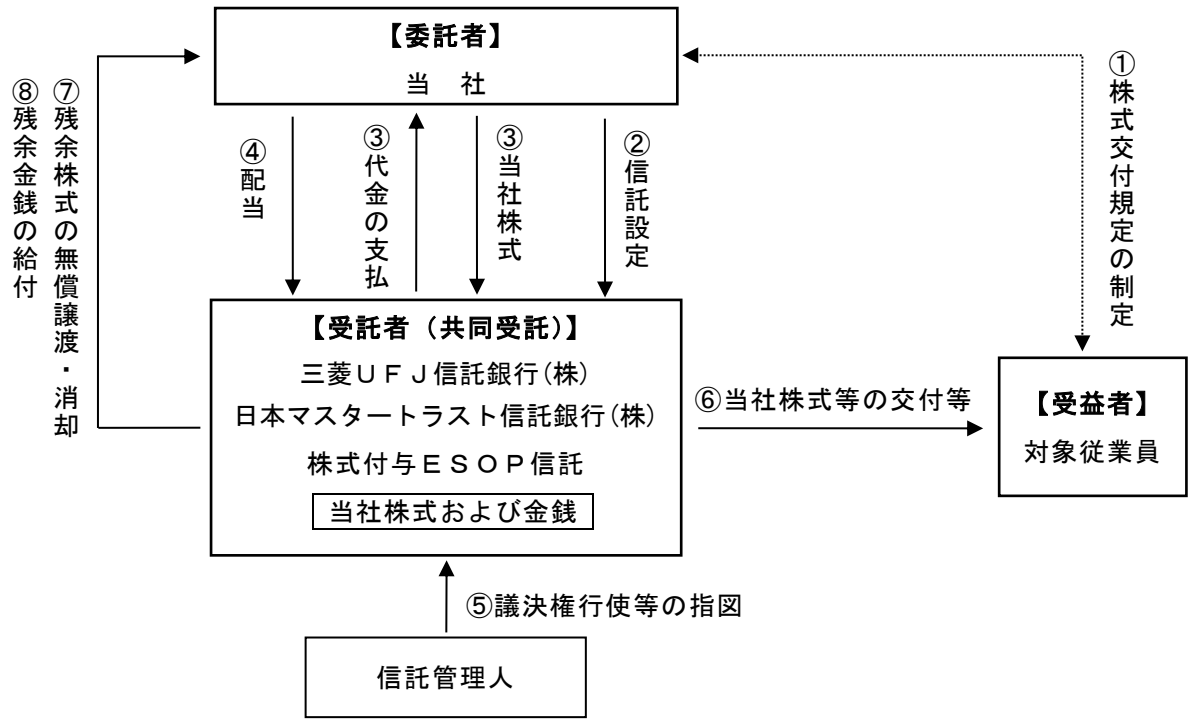
ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ＥＳＯＰ信託が取得した当社株式（※）および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」）を、予め定める株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付（以下、「交付等」）する制度です。

(4)期待される効果

本制度の導入により、対象従業員は業績向上および当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を一層高める効果を期待しております。

（※）本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 813,758 株（2026 年９月 30 日現在）のうち 256,000 株（503,040,000 円）を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対して第三者割当により処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途本日開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

２．本制度の仕組み



①当社は、本制度の導入に際して株式交付規定を制定します。
②当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を設定します。
③ＥＳＯＰ信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
④ＥＳＯＰ信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
⑤ＥＳＯＰ信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ＥＳＯＰ信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑥株式交付規定に従い、一定の要件を充足する対象従業員に対して当社株式等の交付等をおこないます。
⑦信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式交付制度としてＥＳＯＰ信託を継続利用するか、ＥＳＯＰ信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却をおこなう予定です。
⑧信託期間満了時に生じた株式交付信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ＥＳＯＰ信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりＥＳＯＰ信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、受益者に分配する予定です。

（注）信託期間中、ＥＳＯＰ信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ＥＳＯＰ信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2026年11月20日（予定）
⑧信託期間	2026年11月20日～2029年11月30日（予定）
⑨議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	503,040,000円
⑫株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得

以　上